

市の指定を受けて介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業者に対する 地域包括支援センターの一定の関与について

令和 8 年 3 月
安来市介護保険課

令和5年改正法において介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業所が追加されるとともに、介護予防支援に関する地域包括支援センターの「一定の関与」を担保するため、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容に「介護予防サービス計画の検証」を追加し、必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができることとされました。

安来市における「一定の関与」は以下の内容とします。

適宜連携を取り合いながらの対応をお願いします。

◆利用者基本情報及び介護予防サービス計画書の提出

担当している被保険者の情報を地域包括支援センターに提出する。

【提出の時期】 ・介護予防サービス計画の新規作成時（作成から1ヶ月以内）
・契約終了時（非該当、要介護認定となった場合）

【提出するもの】 ・新規
基本チェックリスト・利用者基本情報・介護予防サービス計画
・終了時
介護予防サービス計画・評価表

上記以外にも地域包括支援センターが介護予防サービス計画の検証のため一定のタイミングで提出を求めることがある。

◆介護予防サービス計画書の内容確認・修正等

地域包括支援センターが要支援者の自立に資するプランになっているか確認を行い、必要に応じて助言する。指定居宅介護支援事業所は必要に応じて計画等を修正する。

◆研修会・事例検討会等への参加

地域包括支援センターが開催する予防プランの質的向上を目的とした研修会等に参加する。その他地域包括支援センターは介護予防支援の質的向上のため、地域ケア会議や事例検討会へ事例として提出する。